

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月16日
管理表No.	0209-85 改訂01

項目	コメント内容
火山 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> 許可整合の観点から、事業変更許可申請書で用いた「腐食性ガス」の文言を用いて、「降下火砕物に付着した硫酸等を含む腐食性ガスによる腐食対策として、金属キャスク表面に塗装等の対策を施す」旨の説明を添付書類に追記すること。 設工認申請書では降下火災物と腐食との関連性が読めないため、関連性が分かるように補正すべき。

(回答) 下線部は変更又は追記箇所を示す。

降下火災物による金属キャスクへの影響のうち、腐食について、降下火災物が腐食性の火山ガス成分を有する旨が明確となるよう、以下申請書に反映し、補正する。

(“給排気口”の記載については、別コメント対応にて“給気口及び排気口”へ変更する。)

添付書類3 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書」
 ・添付7-3-3 「降下火砕物の影響を考慮する施設の評価方針」

(変更案) 下線部は追記箇所を示す。

3.1 降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連

設計にて考慮すべき影響因子については、降下火砕物の特徴から以下のものが考えられる。

降下火砕物はマグマ噴出時に粉碎、急冷したガラス片、鉱物結晶片からなる粒子であり、堆積による貯蔵建屋への荷重及び貯蔵建屋給気口及び排気口への取り込みによる閉塞が考えられる。

また、降下火砕物には亜硫酸ガス、硫化水素及びフッ化水素等の腐食性の火山ガス成分が付着しているため、貯蔵建屋に内包されている金属キャスクへの接触による腐食が考えられる。

外部事象防護施設のうち貯蔵建屋については、降下火砕物が堆積しやすい構造であるため、荷重を影響因子として設定する。

外部事象防護施設のうち金属キャスクについては、貯蔵建屋が降下火砕物を取り込むおそれがあるため、腐食を影響因子として設定する。

以上